

黒潮町パートナーシップ宣誓制度

ガイドブック

2022（令和4）年10月

黒潮町

はじめに

黒潮町では、2014年（平成26）年9月に「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、2020（令和2）年9月の改正を経て新たに取り組むべき人権課題として「性的指向・性自認」が追加され、自治体として課題の解消に向けて取り組む姿勢を明らかにしました。

黒潮町は性的マイノリティの人権問題について、他の人権課題と同様に積極的に取り組むとともに、多様性が認められる社会の実現を目指すことを目的に黒潮町パートナーシップ宣誓制度を導入し、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指します。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、協力し合うことを約束した関係であることを町長に対して宣誓し、町長が二人の関係を証明するものです。

なお、この制度には法的な拘束力はないため、婚姻制度とは異なり二人の関係を法的に保護するものではありませんが、当事者の方が安心して暮らしていくことのできる町を目指し、自治体として当事者の方を応援していくための制度です。

また、制度の導入するとともに性の多様性に関する理解が広がるよう周知啓発にも取り組み、差別や偏見の解消に向けて取り組みを進めていきます。

パートナーシップ制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとして、協力しあいながら継続的な共同生活を送ることを約束し、その関係（パートナーシップ）にあることを町長に対して宣誓し、黒潮町が宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付するものです。

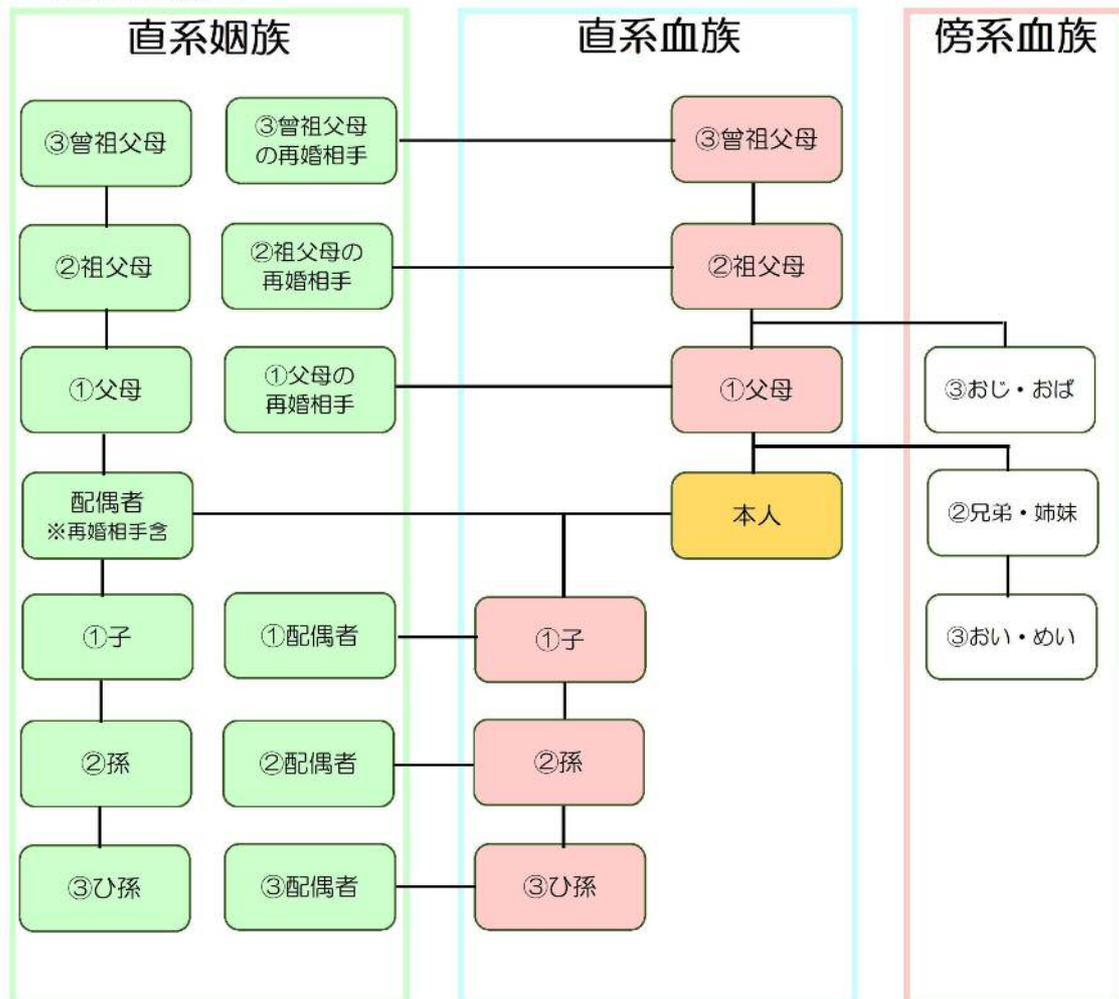
利用対象者

対象者の要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。）
パートナーシップの関係にあり、次の要件をすべて満たしている方

- 黒潮町民である
- 結婚していない
- 申請される方以外の方とパートナーシップ関係にない
- 近親者でない
- 養親子の関係でない

パートナーシップの宣誓をすることができない者

三親等内親族図



パートナーシップ宣誓制度の手続き方法

(宣誓から宣誓証明証交付までのながれ)

①宣誓日の事前予約

申請は原則 1 週間以内に電話かメールにてご連絡ください。

- 連絡先 黒潮町役場佐賀支所地域住民課人権啓発係
※申請者の希望により個室での受付も可能です。
電話 0880-55-3113
Email 10240020@town.kuroshio.lg.jp

- 宣誓書対応時間 平日 9:00～16:00
(年末年始、土日祝祭日を除く)

- 事前予約受付時間 平日 8:30～17:15
※個室での受付もできますので、ご希望の方はお申し出ください。

②宣誓申請

下記の必要書類を持参し、お二人そろってお越しください。

(1)「パートナーシップ宣誓書(確認書)」-宣誓日に自署していただきます。

(2)世帯全員の住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)

(3)結婚していないことが分かる書類

戸籍抄本、独身証明書など(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)

(4)本人確認書類

個人番号カード、旅券、運転免許証など、本人の顔写真が添付された官公署発行のもの

宣誓に、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することを希望する場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類(郵便物・社員証等)も必要です。

その他、町長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

③宣誓証明書の交付

町長がパートナーシップ宣誓を適当と認めたときは、黒潮町パートナーシップ宣誓証明書を交付します。

申請を受け付けてから宣誓証明書の交付まで数日間必要です。

宣誓後の手続き

①宣誓証明証の再交付

宣誓証明書の紛失、毀損等により再発行を希望する場合は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書に必要事項を記入の上、提出してください。
本人確認や内容を審査し、宣誓証明書を再交付いたします。

②宣誓証明証の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届に必要な事項を記入のうえ、既に交付した宣誓証明書を返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 当事者の一方又は双方が町外に転出したとき。

※死亡を理由とする場合において、引き続き証明書の保持を希望するときは、死亡した日以降証明書の効力が生じないように処理した証明書を保持することができます。相手の方が死亡したことがわかる書類を提出してください。

なお、次の場合は、パートナーシップ宣誓を無効とします。その際は所有する宣誓証明書・宣誓証明カードを黒潮町に返還してください。

- ・パートナーシップを形成する意思がないとき。
- ・要綱第3条各号の規定に反しているとき。
- ・宣誓者間のパートナーシップの関係が公序良俗に反するとき。

宣誓に必要な書類（チェックリスト）

必要書類	説明等	チェック
宣誓書	宣誓日に自署していただきます。	<input type="checkbox"/>
確認書	宣誓日に自署していただきます。	<input type="checkbox"/>
世帯全員の住民票の写し	申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。同一世帯の場合は一通で可能。	<input type="checkbox"/>
現に婚姻していないことを証明する書類	戸籍抄本、独身証明書など（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）	<input type="checkbox"/>
町内に住所を有していない場合、町内への転入を予定していることが確認できる書類	転出証明書、物件売買契約書、賃貸契約書等。※後日、転入後の住民票の写しを提出いただきます。個別の事情について相談したい場合は地域住民課人権啓発係にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	個人番号カード、旅券、運転免許証など、本人の顔写真が添付された官公署発行のもの。	<input type="checkbox"/>
戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することを希望する場合	通称名を日常的に使用していることがわかる書類（郵便物・社員証等）も必要です。その他、町長が必要と認める書類の提出を求め場合があります。	<input type="checkbox"/>

Q&A

Q1 制度の利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 宣誓の際は、プライバシー保護のため、ご希望に応じて個室での対応も可能です。事前予約の際にご要望をお聞きします。また、提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報等は、必ず守られます。

Q2 パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

Q3 パートナーシップの宣誓は、事実婚でもできますか？

A 黒潮町のパートナーシップ宣誓制度は性的マイノリティ支援の一環として行うものです。宣誓する二人の一方又は双方が性的マイノリティであることが要件となります。

Q4 「成年に達した者」とは何歳以上ですか？

A 18歳以上です。

Q5 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓できません。

Q6 黒潮町民でないと宣誓できないのですか？

A 黒潮町内に在住している方を対象とした制度になります。町内へ転入を予定している方であれば、宣誓できます。

Q7 通称名は使用できますか？

A 交付する宣誓証明書に通称名を記載できます。

Q8 なぜ住民票や戸籍などを提出する必要があるのですか？

A 宣誓の対象者の要件である、市内に居住していることや独身であることを確認するためです。

Q9 宣誓証明書はすぐに交付されますか？

A 宣誓申請後、書類を確認のうえ、宣誓証明書を発行します。なお、申請から宣誓証明書交付までには数日かかります。

Q10 宣誓証明書は、公的な本人確認書類として使用できますか？

A 使用できません。二人がパートナー関係であると宣誓されたことを証明するものです。

Q11 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか？

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。一方、黒潮町パートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。

Q12 なりすましや偽装等の悪用をされませんか？

A 町が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書の返還を求めます。

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(令和4年9月12日告示第76号)

(趣旨)

第1条 この告示は、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進する黒潮町人権尊重のまちづくり条例(平成26年黒潮町条例第45号)の理念に基づき、全ての人の人権が尊重され、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とし、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「性的マイノリティ」とは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。

2 この告示において「パートナーシップ」とは、相互の協力により、継続的かつ対等な共同生活を行っている、又は継続的かつ対等な共同生活を行うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この告示において「宣誓」とは、パートナーシップの関係である2人が互いのパートナーであることを町長に対して宣誓することをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 当事者の双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に定める成年に達していること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 当事者の双方が町内に住所を有していること。

イ 当事者のいずれか一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。

ウ 当事者の双方が町内への転入を予定していること。

(3) 当事者の双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップの関係でないこと。

(4) 当事者の双方が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者同士の関係でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、当事者の双方が必要事項をそれぞれ自署したパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に宣誓をしようとする当事者の双方の住民票及び当事者の双方が独身であることを証する書類を添えて町長に提出して行うものとする。

2 宣誓をしようとする当事者は、宣誓の日時等について事前に町長と調整す

るものとする。

- 3 当事者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、第1項の規定にかかわらず当事者の双方の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓しようとする当事者の双方が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他本人であることを確認するため町長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓しようとする当事者に氏名を使用し難い特別の事情があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類、郵便物等を宣誓時に提示するものとする。

(証明書の交付)

第7条 町長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、パートナーシップの宣誓をした当時者(以下「宣誓者」という。)の双方に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第2号)、パートナーシップ宣誓証明カード(様式第3号)(以下これらを「証明書等」という。)及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請者が本人であることを第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示により確認し、証明書等を再交付するものとする。

(パートナーシップの無効)

第9条 パートナーシップは、次に掲げる事項に該当するときは無効とする。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに違反しているとき。この場合において、当

該各号の規定に違反する事由が発生した時点に遡及して無効とする。

(3) 宣誓者間のパートナーシップの関係が公序良俗に反するとき。

2 町長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。

(変更届)

第10条 宣誓者は、住所及び氏名に変更があった場合(次条の規定により返還届を提出する場合を除く。)は、パートナーシップ変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に変更内容が確認できる書類及び証明書等を添付して、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、本人であることを第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示により確認し、変更届の内容が適当であると認めるときは、変更後の内容を記載した証明書等を交付するものとする。

(証明書等の返還)

第11条 証明書等の交付を受けた宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第5号)に証明書等を添えて町長に届け出るものとする。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 当事者の一方が死亡したとき。

(3) 当事者の一方又は双方が町外に転出したとき。

(4) 第9条第1項の規定によりパートナーシップを無効とされたとき。

2 前項第2号に該当する場合の届出には、死亡した事実を証明する書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項第2号に該当する場合で、宣誓者の一方が引き続き証明書等の保持を希望するときは、死亡した日以降証明書等の効力が生じないように処理した証明書等を保持させることができる。

(周知啓発)

第12条 町長は、パートナーシップ及び多様な性自認と性的指向について、町民及び事業者に対し、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存年限及び申出による廃棄)

第13条 町長は、宣誓書をパートナーシップが解消されたときから30年間保存するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項のパートナーシップ証明書等返還届をし

た宣誓者が宣誓書の廃棄を申し出たときは、速やかにこれを廃棄するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに

関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条、第13条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓書

黒潮町長 様

私たちは、黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定によりお互いを人生のパートナーシップとすることを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

宣誓者

宣誓者

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

(通称名)

(通称名)

生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

住所

住所

電話番号

電話番号

(代筆者)

(代筆者)

氏名

氏名

住所

住所

(裏)

パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは「黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」（以下「宣誓」という。）に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓証明書等を町長に返還いたします。

宣誓者

宣誓者

戸籍上の氏名 _____

戸籍上の氏名 _____

(通称名 _____)

(通称名 _____)

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	確認欄
第2条第2項	宣誓者の一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約した関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	宣誓する当日において、宣誓者の双方が満18歳に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号 (住所について、右記のいずれかに該当すること。)	① 宣誓者の双方が町内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
	② 宣誓者のいずれか一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。(転入予定日 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	③ 宣誓者の双方が町内への転入を予定していること。(転入予定日 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	宣誓者の双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係でないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	宣誓者の双方が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者同士の関係でないこと。	<input type="checkbox"/>

※ 項目を確認して該当する口に✓し、必要事項を記入してください。

様式第2号（第7条—第11条関係）

（表）
パートナーシップ宣誓証明書

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が本日、宣誓されたことをこころから祝福するとともに、末永くお幸せ
に暮らせることを願います。

本人

パートナー

宣誓者

宣誓者

氏名

（ 年 月 日生）

氏名

（ 年 月 日生）

住所

住所

宣誓日 年 月 日

年 月 日

黒潮町長



(裏)

黒潮町は、町民一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合いながら、自分らしく生きられる地域社会の実現を目指します。

この証明書は法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。

また、証明書を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

本人

パートナー

宣誓者

宣誓者

氏名 _____

氏名 _____

戸籍上の氏名 _____
(通称名を使用の場合)

戸籍上の氏名 _____
(通称名を使用の場合)

特記事項

様式第3号（第7条—第11条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓証明カード	
黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
本人	パートナー
氏名 _____ (年 月 日生)	氏名 _____ (年 月 日生)
住所 _____	住所 _____
宣誓日 年 月 日	年 月 日
黒潮町長 印	

（裏）

この証明カードの提示を受けられた方へ	
黒潮町は、町民一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合いながら、自分らしく生きられる地域社会の実現を目指します。	
この証明カードは法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。	
証明カードの提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解いただきますよう、お願いいたします。	
また、証明カードを提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。	
本人	パートナー
戸籍上の氏名（通称名を使用の場合）	
氏名 _____	氏名 _____

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

黒潮町長 様

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓証明書等の再交付を受けたいので、黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により申請します。

- 1 再交付を希望する証明書等（再交付を希望するものに○をしてください。）
 - (1) パートナーシップ宣誓証明書
 - (2) パートナーシップ宣誓証明カード

- 2 再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）
 - (1) 紛失
 - (2) 毀損
 - (3) その他（ ）

申請者（宣誓者本人）

パートナー

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

(通称名)

生年月日 年 月 日

住所

電話番号

(代筆者)

氏名

住所

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更届

黒潮町長 様

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条第1項の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出者（宣誓者本人） パートナー

戸籍上の氏名 戸籍上の氏名

変更前 _____

変更後 _____

通称名

変更前 _____

変更後 _____

住所

変更前 _____

変更後 _____

生年月日 年 月 日

電話番号 _____

（代筆者）

氏名 _____

住所 _____

変更理由

添付書類

（1） 変更内容が確認できる書類（住民票・戸籍抄本など）

（2） パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード

※ 変更のない事項は、変更前にのみ記入してください。

・様式第6号（第11条、第13条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

黒潮町長 様

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードを返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

(1) パートナーシップの解消

(2) 死亡

(死亡者の氏名 死亡日： 年 月 日)

(3) 黒潮町からの転出

(4) その他(具体的な理由：)

届出者（宣誓者本人）

パートナー

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

(通称名)

生年月日 年 月 日

住所

(代筆者)

氏名

住所

・医療の意思表示カード

(表)

黒潮町パートナーシップ宣誓制度医療の意思表示カード	
<p>緊急連絡先 ※病院等から連絡をさせていただく場合があります。</p> <p>①氏名 _____ <u>戸籍上の氏名</u> _____ (通称名を使用の場合)</p> <p> 電話 _____</p> <p>②氏名 _____ <u>戸籍上の氏名</u> _____ (通称名を使用の場合)</p> <p> 電話 _____</p>	<p>このカードは、パートナーシップ宣誓者が治療や看取りなど、自分の意思を医療者に示すことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーや家族と相談しながら作成してください。 ・状況に応じて修正することができます。 ・法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要です。
黒潮町地域住民課人権啓発係 ☎0880-55-3113	

(裏)

<p>1 わたしは<u>(氏名)</u> (関係: <u> </u>) を医療の代理判断者として指定します。</p> <p>2 委任事項 (A・Bのいずれかを○で囲みCの該当を選択する)</p> <p> A わたしは、チェックした項目の医療行為を希望します。その他確認が必要な事項は医療の代理判断者によります。</p> <p> ○延命治療の意向について</p> <p> <input type="checkbox"/> すべての延命治療を実施してください</p> <p> <input type="checkbox"/> 延命治療を実施しないでください</p> <p> <input type="checkbox"/> 苦痛緩和を最優先としてください</p> <p> <input type="checkbox"/> 医師と協議のうえ決定します</p>	<p>B わたしは、自己の医療 (医療行為時に必要となる性的指向・性自認に関する情報の取り扱いを含む) に係るすべてを医療の代理判断者に一任します。</p> <p>C わたしは<u>(氏名)</u> (関係: <u> </u>) の看取りを希望します。(TEL <u> </u>) 終末期の療養は、<u>自宅・病院・施設・その他</u> (<u> </u>) を希望します。</p> <p>署名 _____</p> <p>戸籍上の氏名 _____ (通称名を使用の場合)</p> <p>日付 年 月 日</p>
---	--

相談のご案内

- パートナーシップ宣誓制度についてのお問い合わせ
黒潮町役場地域住民課人権啓発係
日時：月曜から金曜（8時30分から17時15分）
※祝祭日を除く。
電話：0880-55-3113

- にじいろコール～LGBTsに関する相談～
こうち男女共同参画センター「ソーレ」
日時：毎月第4土曜日（13時30分～16時30分）
電話：088-854-854

- 様々な人権問題についての相談
法務局 みんなの人権110番
日時：平日8時30分から17時15分
電話：0570-003-110

- 性別の違和や同性愛に関わる相談
よりそいホットラインセクシュアルマイノリティ専門ライン
日時：24時間
電話：0120-279-338

黒潮町パートナーシップ宣誓制度手引き

2022（令和4）年10月初版

発行 黒潮町

担当 地域住民課人権啓発係

高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地 2

TEL 0880-55-3113

FAX 0880-55-3850